宗像都市計画総括図　（平成２３年４月現在）

1：20,000 地形図

平成二十三年四月

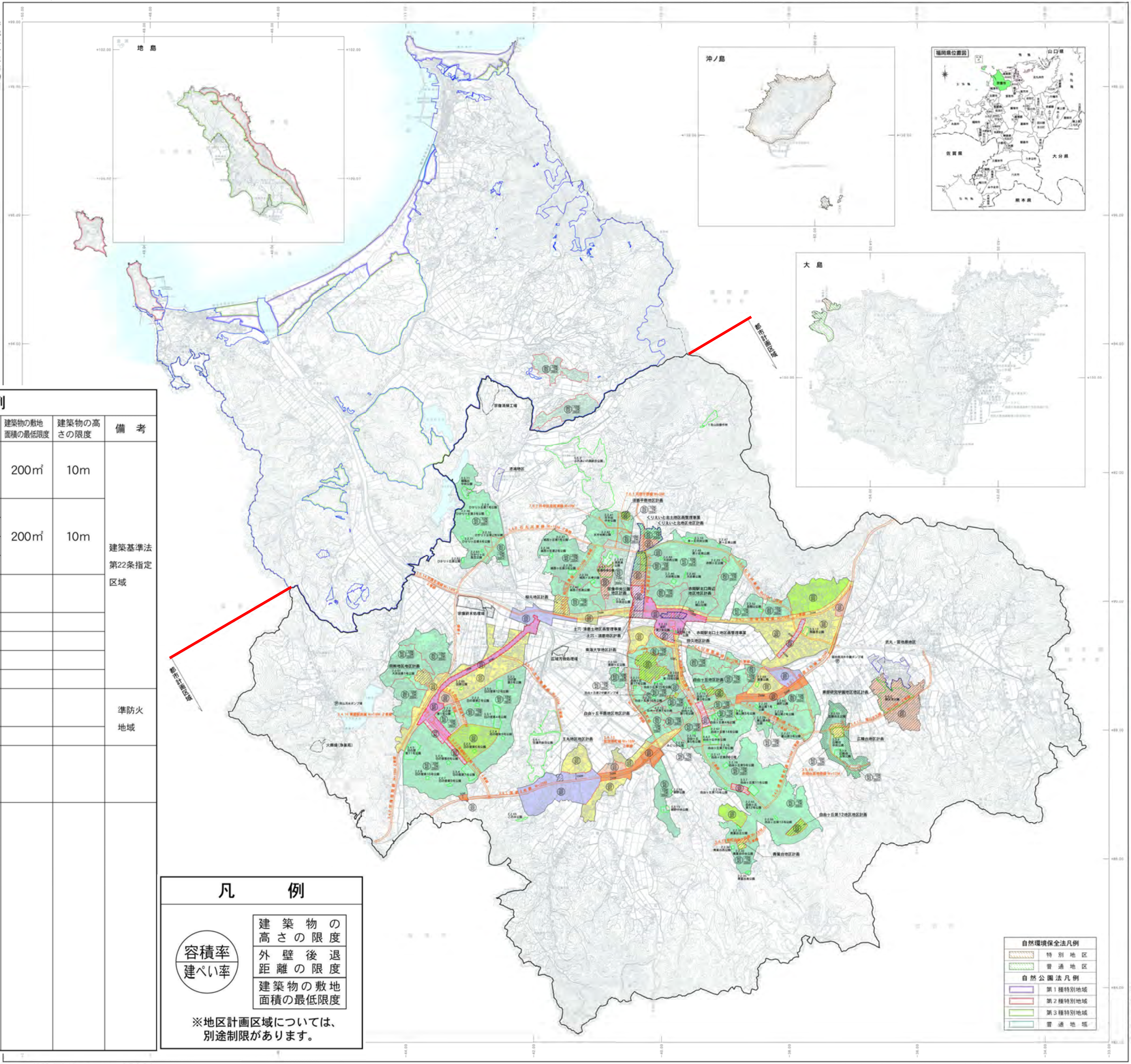

都市計画法凡例

種別		容積率(%) 建ぺい率(%)	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
🟩	第１種低層住居専用地域	50/40	1 m	200㎡	10m	建築基準法第22条指定区域
		60/40				
		80/50				
▭	第２種低層住居専用地域	50/40	1 m	200㎡	10m	
		60/40	1 m			
		80/50	1 m			
		80/50	—			
🟩	第１種中高層住居専用地域	150/50				
		200/60				
🟨	第１種住居地域	200/60				
🟧	第２種住居地域	200/60				
🟧	準住居地域	200/60				
🟪	準工業地域	200/60				
🟥	近隣商業地域	200/80				準防火地域
		300/80				
🟥	商業地域	400/80				
□	準都市計画区域	200/70				
⬚	準防火地域					
▨	地区計画区域					
━	都市計画区域界					
─	市街化区域・市街化調整区域界					
─	用途地域界					
⇨	都市計画道路					
□	都市計画公園					
▨	一団地の住宅施設					
□	下水道 処理場					
Ⓟ	下水道 ポンプ場					
□	汚物処理場					
⬚	火葬場					
⬚	ごみ処理場					
⬚	土地区画整理事業施行区域					
□	県条例指定区域					

凡　　例

容積率 建ぺい率	建築物の高さの限度
	外壁後退距離の限度
	建築物の敷地面積の最低限度

※地区計画区域については、別途制限があります。

自然環境保全法凡例

▨	特別地区
▨	普通地区

自然公園法凡例

□	第１種特別地域
□	第２種特別地域
□	第３種特別地域
□	普通地域

宗像市役所

1：20,000

※　本総括図は平成23年４月現在の都市計画の概略を示したものですが、縮尺及び印刷ずれにより明確に表示されていない部分がありますので、開発や建築行為等の際の都市計画制限については宗像市役所都市計画課、建設課及び下水道課に備えつけの各計画図を縦覧のうえ確認を行って下さい。

※　地区計画区域については、別途制限がありますので、詳細については、宗像市都市計画課で確認してください。